

## 大阪府中原徹教育長の即時罷免または辞任を求める声明

公教育計画学会理事会（2015年3月6日）

公教育計画学会は、一昨年2013年3月15日に「大阪府新教育長候補者の撤回を求める」理事会の緊急意見表明を出した（学会ホームページ声明参照）。

我々が危惧していたとおり中原教育長の資質能力姿勢言動の問題性（パワーハラスメント）が、「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例一部改正」をめぐる昨年2014年10月29日に表面化した。この問題は大阪府教育委員会の第三者委員会である「認定こども園条例改正に係る事実関係等調査チーム」で取り上げられることになり、結果は2014年12月16日及び19日に第一次～第三次としてまとめられ、2015年2月20日に公表された。

その結論は以下の通りである。

- ①保護者教育委員である立川さおり教育委員に対する中原教育長言動は「パワーハラスメントであるか否かの点は差し置いても、教育長としての権限を逸脱し、教育委員としての品格にも関わる不適切な言動であったことは明らかである」。
- ②中原徹教育長からなされた教育委員会事務局職員等に対する発言については「教育長としての職責として不適切であり、またパワーハラスメントとして違法性を有するものがあつたことはまことに残念である」。
- ③条例の一部改正に係る教育委員会としての意思決定のプロセスについては「準備期間、協議時間、意見交換の位置づけないし協議対象、意見集約の在り方及び意見交換後の情報提供について問題点が認められることから、意思形成手続きの適正化のために、これらの問題点について、教育委員会として意見集約し、改善することが望ましい」。

①および②の結論から分かるように、今回の中原教育長の教育委員および複数の教育委員会事務局職員への一連の対応・言動は、教育長の権限を超え、不適切であり、パワーハラスメントすら含むものであり、かつ教育委員としての品格を欠いていると認定された以上、教育長および教育委員としては失格であると言わざるを得ない。

国が積極的に進めようとしている「特別の教科 道徳」の学習指導要領案（中学校）には「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること」、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと」が示されている。これに照らせば、彼の言動は反道徳的でもある。

これに対し、松井大阪府知事（大阪維新の会幹事長）は、「大阪維新の会代表」の橋下大阪市長とともに、中原教育長を擁護するのみならず教育長を続けさせてきた。そもそも中

原教育長は橋下市長の友人で、「国際弁護士」を標榜していた彼を橋下市長が大阪府知事時代に府立高校の全国最年少民間人校長として任用した人物であり、校長時代には、卒業式で教職員が「君が代」を歌っているか口元をチェックさせていたというような、極めて不適切な言動・管理で物議を醸していたという経緯もあった。

このような人物を橋下市長や松井知事が擁護し、彼を教育長に居座り続けさせること、中原教育長自身が居座ることは断じて許されない。まず中原教育長を速やかに罷免すべきか、中原教育長自らが辞任すべきである。